

資料編

- I 検討会開催状況
- II 千葉県流域下水道包括委託の事後評価に関する検討会設置要綱
- III 流域下水道の概要

I 検討会開催状況

検討会の開催状況は以下のとおりである。

○第1回 平成30年10月26日（金）

- ・ 検討会の概要
- ・ 千葉県流域下水道維持管理包括委託の概要
- ・ 県と下水道公社の役割分担
- ・ 第3期包括委託の履行状況
- ・ 包括委託導入の効果
- ・ 前回事後評価後の対応について
- ・ 事後評価項目及び評価基準（案）について
- ・ 今後の包括委託の内容等に関する検討項目（案）について

○第2回 平成31年 1月21日（月）

- ・ 前回検討会の確認
- ・ 包括導入の効果
- ・ 今後の包括委託の内容等に関する検討
 - ① 契約期間
 - ② 1者入札
 - ③ 執行体制
 - ④ 要求水準
 - ⑤ 業務範囲

○第3回 平成31年 3月12日（火）

- ・ 第3期受託者の履行状況評価
- ・ 前回検討会の確認
- ・ 検討会のまとめ

Ⅱ 千葉県流域下水道維持管理包括委託の事後評価に関する検討会設置要綱

千葉県流域下水道維持管理包括委託の事後評価に関する検討会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県流域下水道における維持管理包括委託の事後評価を実施するにあたり設置する、千葉県流域下水道維持管理包括委託の事後評価に関する検討会（以下「検討会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会は、千葉県の流域下水道で実施する維持管理包括委託に係る次の事項について、意見交換等を行う。

- (1) 業務履行状況の評価・検証に関すること
- (2) 維持管理包括委託の内容に関すること
- (3) その他包括委託に係る必要な事項に関すること

(構成)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会に座長を置き、委員のうち県土整備部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、座長の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会の会議は、必要に応じて下水道課長が開催する。

- 2 下水道課長は、必要があると認められるときは、委員以外のものを会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の報償費)

第5条 委員の報償費については「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」第3条第1項第2号に準じ、日額13,000円を支給するものとする。ただし、県職員であるの者については、対象外とする。

(委員の費用弁償)

第6条 委員の費用弁償については、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」第6条第1項別表第二中「附属機関の委員等」の区分を準用して支給するものとする。ただし、県職員である者については、対象外とする。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は会議内容について、部外者に漏れないように秘密を保持するとともに、その取扱に十分注意しなければならない。また、検討会期間後についても同様とする。

(事務局)

第8条 検討会の事務処理を行うため、県土整備部下水道課に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は下水道課長が別に定める。

附則

- 1 この会議は地方自治法138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではない。
- 2 この要綱は、平成30年10月23日から施行し、平成31年3月31日をもって、その効力を失う。ただし、第7条の規程については除くものとする。

「千葉県流域下水道維持管理包括委託事後評価に関する検討会」委員

	所属	氏名	備考
委員	県土整備部 次長	保坂 隆	行政
委員	日本大学生産工学部 土木工学科 准教授	高橋 岩仁	学識経験者
委員	日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 次長	細川 恒	学識経験者
委員	印西市都市建設部 下水道課 課長	菅澤 誠	行政（印旛沼流域下水道事業連絡協議会会長市）
委員	我孫子市建設部 次長（兼）下水道課長	増田 崇	行政（手賀沼流域下水道事業連絡協議会会長市）

Ⅲ 施設概要

今回の事後評価に係る流域下水道の概要については、以下のとおりである。

1 印旛沼流域下水道の概要（平成30年3月末現在）

項目	全体計画	現況
処理面積	27,391ha	17,892ha
処理人口	1,406,200人	1,303,164人
処理水量	花見川終末処理場 224,900m ³ /日(日平均)	278,413m ³ /日※1※2
	花見川第二終末処理場 428,600m ³ /日(日平均)	155,234m ³ /日※1
管渠延長	217.6km	166.4km
中継ポンプ場	11か所	10か所
終末処理場	2か所	2か所
排除方式	分流式	分流式
処理方式	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過法	標準活性汚泥法他
処理場敷地面積	花見川終末処理場 約21ha	約21ha
	花見川第二終末処理場 約24ha	約24ha
計画目標年度	平成36年度	—
関連市町村	13市町（12市・1町） 千葉市、佐倉市、成田市、八千代市、船橋市、鎌ヶ谷市、習志野市、 四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町	

※1 平成29年度の平均流入水量

※2 現在は、標準活性汚泥法で処理しているため、計画処理水量は311,900m³/日です。

(1) 花見川終末処理場

所在地	千葉市美浜区磯辺八丁目24番1号
敷地面積	約21ヘクタール
処理方式	水処理：標準活性汚泥法 汚泥処理：濃縮、脱水、焼却
放流先	花見川
水処理施設能力	(全体計画) 282,000m ³ /日(日最大) (認可計画) 369,800m ³ /日(日最大)

(2) 花見川第二終末処理場（本施設は事後評価対象外）

所在地	千葉市美浜区豊砂及び習志野市芝園三丁目
敷地面積	約24ヘクタール
処理方式	水処理：標準活性汚泥法 汚泥処理：濃縮、脱水、焼却
放流先	浜田川、菊田川
水処理施設能力	（全体計画）537,250m ³ /日（日最大） （認可計画）349,270m ³ /日（日最大）

(3) 印旛沼流域下水道処理場施設への年間流入水量実績

年度（平成）	年間総流入水量（m ³ ）		
	計	内訳	
		花見川終末処理場	花見川第二終末処理場
27年度	159,383,590	101,586,098	57,797,492
28年度	158,666,708	101,909,873	56,756,835
29年度	158,281,140	101,620,570	56,660,570

2 手賀沼流域下水道の概要（平成30年3月末現在）

項目	全体計画	現況
処理面積	12,102ha	7,526ha
処理人口	657,700人	606,404人
処理水量	263,200m ³ /日(日平均)	209,046m ³ /日 ※1
管渠延長	88.3km	88.3km
中継ポンプ場	1か所	1か所
終末処理場	1か所	1か所
排除方式	分流式	分流式
処理方式	標準活性汚泥法+急速ろ過法	標準活性汚泥法+急速ろ過法
処理場敷地面積	約40ha	約40ha
計画目標年度	平成36年度	—
関連市町村	7市	
	松戸市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市	

※1 平成29年度の日平均流入水量

(1) 手賀沼終末処理場

所在地	我孫子市相島新田85番-5
敷地面積	約42ヘクタール
処理方式	水処理：標準活性汚泥法 汚泥処理：濃縮、脱水、焼却
放流先	利根川
水処理施設能力	(全体計画) 330,680 m ³ /日 (日最大) (認可計画) 318,600 m ³ /日 (日最大)

(2) 手賀沼流域下水道処理場施設への年間流入水量実績

年度(平成)	年間総流入水量 (m ³)
	手賀沼終末処理場
27年度	76,212,325
28年度	75,663,317
29年度	76,301,809